

愛媛県後期高齢者医療広域連合広告掲載基準

(趣旨)

第1 この基準は、愛媛県後期高齢者医療広域連合広告掲載要綱第4条第2項に規定する基準として、定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2 愛媛県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を有するものでなければならない。

(個別の基準)

第3 この基準に規定するもののほか、広告媒体に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(規制業種又は事業者)

第4 次に掲げる業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で風俗営業と規定されている業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ、その他住民健康上好ましくないとされるもの
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 民事再生法及び会社更生法による再生・再生手続中の事業者
- (8) 法律、法律に基づく命令、条例又は規則に違反しているもの
- (9) 県内市町から指名停止を受けている者
- (10) その他広告を掲載することが適当でないと認められるとき

(掲載基準)

第5 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの

- ウ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
 - エ 広域連合の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - ク 公序良俗を害するおそれがあるなど社会一般の良識に反するもの
 - ケ 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害の未然に予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
例：「世界一」「一番安い」等（掲載に際しては根拠となる資料を要する。）
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
例：今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
 - ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
 - カ 国家資格に基づかない者が行う療法等
 - キ 責任の所在が明確でないもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする
 - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗を害するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(ホームページに関する基準)

第5 ホームページの広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているWEBページの内容についてもこの基準を適用する。

(広告の内容・表示に関する個別の基準)

第6 具体的な表示内容等については、掲載の都度、当該広告媒体主管課長が次の各項

目に定める基準に基づき、掲載の可否について判断することとする。この場合において、内容の訂正・削除等が必要な場合には広告主依頼し、広告主は正当な理由がある場合以外は訂正・削除に応じなければならない。

1 人材募集広告

- (1) 人材募集に見せかけて、違法行為の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは認めない。
- (2) 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

2 語学教室等

安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

例：「1ヶ月で確実にマスターできる」等

3 学習塾・予備校等（専門学校を含む。）

合格率など実績を載せる場合は、実績年もあわせて表示する。

4 外国大学の日本校

当該大学は日本の学校教育法に定める大学でないことを明確に表示すること。

5 資格講座

- (1) 民間の業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。当該資格は国家資格ではないことを明確に表示すること。
- (2) 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。別に国家試験を受ける必要があることを明確に表示すること。
- (3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
- (4) 受講費用がすべて公的給付で賄えるかのように誤認される表示はしない。

6 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所

医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5に規定する事項以外は掲載してはならない。

7 助産師の業務又は助産所

医療法第6条の7に規定する事項以外は掲載してはならない。

8 あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業若しくはきゅう業又はこれらの施術所 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条に規定する事項以外は、掲載してはならない。

9 柔道整復の業務又は施術所

柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条に規定する事項以外は掲載してはならない。

10 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器

薬事法(昭和35年法律第145号)第66条から68条の規定に違反しないこと。

- 1.1 一般食品(いわゆる健康食品を含む。)、保健機能食品、特別用途食品
薬事法、食品衛生法及び健康増進法の規定に違反しないこと。
- 1.2 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)・介護保険法(平成9年法律第123号)に規定するサービス・その他高齢者サービス等
 - (1) サービス全般(老人保健施設を除く)
 - ア 介護保険の保険給付対象者となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。
 - イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名に限る。
 - ウ その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。
例:「〇〇市事業委託業者」等
 - (2) 有料老人ホーム
前記(1)に規定するもののほか、下記の事項に適合していること。
 - ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。
 - イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。
 - ウ 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示(平成16年公正取引委員会告示3号)」に抵触しないこと。
 - (3) 有料老人ホームの紹介業
 - ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
 - イ その他利用にあたって有利であると誤解を招くような表示はできない。
- 1.3 不動産事業
 - (1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。
 - (2) 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。
 - (3) 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規則に従う。
 - (4) 契約を急がせる表示はしないこと。
例:「早いもの勝ち、残り戸数あとわずか」等
- 1.4 弁護士・税理士・公認会計士
掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- 1.5 旅行業

(1) 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。

(2) 不当表示の疑いがある表示は掲載しない。

例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真等

1 6 通信販売業

返品等に関する規定が明確に表示されていること。

1 7 雑誌・週刊誌等

(1) 適正な品位を保った広告であること。

(2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。

(3) 性犯罪を誘発・助長するような表現（文言、写真）がないものであること。

(4) 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。

(5) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。

(6) 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。

(7) その他公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。

1 8 映画・興行等

(1) 暴力、とばく、麻薬及び売春などの違法行為を容認するような内容のものは、掲載しない。

(2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。

(3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。

(4) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。

(5) ショッキングなデザインは使用しない。

(6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。

(7) 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。

1 9 結婚相談所・交際紹介業

(1) 結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記する。

(2) 掲載内容は、名称、所在地名及び一般的な事業案内等に限定する。

2 0 調査会社・探偵事務所等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

2 1 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

(1) 掲載内容は名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(2) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。

2 2 募金等

(1) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。

(2) 下記の趣旨を明確に表示すること。

例：「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」

2.3 質屋・チケット等再販売業者

(1) 個々の相場、金額等は表示しない。

例：「〇〇バック 50,000円」、「航空券 松山～東京 20,000円」等